

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	全般	資料構成の変更に伴う附番修正	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-1～ 5, 10, 14, 15, 19, 20, 21, 28, 33, 34, 36, 37, 53, 54, 63, 65, 67, 73, 96～ 118, 137, 139, 141, 143, 182～184, 213～ 217, 219～221, 225, 226	技術的能力1.4, 1.6, 1.7との条文間整合のため、大飯審査実績を踏まえ、対応手段及び手順のカテゴリを適正化した。 ・資料構成の変更 (旧) 1.8.1(2)a.(a) i. <u>原子炉格納容器下部への注水</u> 1.8.1(2)a.(b) i. <u>原子炉格納容器下部への注水</u> 1.8.1(2)b.(a) i. <u>原子炉容器への注水</u> 1.8.1(2)b.(b) i. <u>原子炉容器への注水</u> 1.8.2.1(1)a. <u>原子炉格納容器下部への注水</u> 1.8.2.1(2)a. <u>原子炉格納容器下部への注水</u> 1.8.2.2(1)a. <u>原子炉容器への注水</u> 1.8.2.2(2)a. <u>原子炉容器への注水</u> (新) 1.8.1(2)a.(a) i. <u>格納容器スプレイ</u> 1.8.1(2)a.(a) ii. <u>代替格納容器スプレイ</u> 1.8.1(2)a.(b) i. <u>代替格納容器スプレイ</u> 1.8.1(2)b.(a) i. <u>炉心注水</u> 1.8.1(2)b.(a) ii. <u>代替炉心注水</u> 1.8.1(2)b.(b) i. <u>代替炉心注水</u> 1.8.2.1(1)a. <u>格納容器スプレイ</u> 1.8.2.1(1)b. <u>代替格納容器スプレイ</u> 1.8.2.1(2)a. <u>代替格納容器スプレイ</u> 1.8.2.2(1)a. <u>炉心注水</u> 1.8.2.2(1)b. <u>代替炉心注水</u> 1.8.2.2(2)a. <u>代替炉心注水</u> ・「第1.8.2表 重大事故等対象に係る監視計器」, 「第1.8.19図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート」及び「添付資料1.8.16 解釈一覧」に記載しているカテゴリについても上記と同様に適正化した。 次項へ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	-	前項より ・添付資料名称の適正化 (下線部参照) (旧) 添付資料1.8.13 原子炉格納容器下部への注水と原子炉容器への注水を同時に行う場合の対応設備の組み合わせについて (新) 添付資料1.8.13 代替格納容器スプレイと代替炉心注水を同時に行う場合の対応設備の組み合わせについて ・用語の適正化 (下線部参照) 【修正例】 (旧) 原子炉格納容器下部への注水 (新) 格納容器スプレイ 又は 代替格納容器スプレイ (旧) 原子炉容器への注水 (新) 炉心注水 又は 代替炉心注水	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	とりまとめた資料-8, 1.8- 1, 2, 3, 4, 7, 10, 11, 14, 15, 20, 21, 25, 26, 29, 52, 53, 62, 65, 66, 74, 98~ 112, 144, 146, 148, 150, 193~195, 238~ 242, 244~246, 250, 251	同上 上記修正に伴い、相違理由を適宜修正した。 また、とりまとめた資料「2-4) 記載表現、設備名称等の相違」表に女川との比較を追記した。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	1.8-10	「(a) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段及び設備」対応手段及び手順のカテゴリ適正化に伴い、大飯審査実績を踏まえ、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) i. 原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、原子炉格納容器下部へ注水する手段がある。 (新) i. 格納容器スプレイ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するため、設計基準事故対処設備による格納容器スプレイにより原子炉格納容器下部へ注水する手段がある。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	1.8-7	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-10	「(a) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段及び設備」対応手段及び手順のカテゴリ適正化に伴い、女川及び大飯審査実績を踏まえ、「ii. 代替格納容器スプレイ」の項目を追記した。(下線部参照) <u>ii. 代替格納容器スプレイ</u> 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心を冷却するため、代替格納容器スプレイにより原子炉格納容器下部へ注水する手段がある。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-7	同上 上記修正に伴い、女川原子力発電所2号炉の記載を再掲し、相違理由を追記した。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-14	「ii. 重大事故等対処設備と自主対策設備」対応手段及び手順のカテゴリ適正化に伴い、大飯審査実績を踏まえ、格納容器スプレイで使用する設備と代替格納容器スプレイで使用する設備に記載分けした。(下線部参照)	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-10	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-15	「(b) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の対応手段及び設備」対応手段及び手順のカテゴリ適正化に伴い、大飯審査実績を踏まえ、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) i. 原子炉格納容器下部への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心を冷却するため、原子炉格納容器下部へ注水する手段がある。 (新) i. <u>代替格納容器スプレイ</u> 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心を冷却するため、 <u>代替格納容器スプレイ</u> により原子炉格納容器下部へ注水する手段がある。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-11	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-21	「(a) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段及び設備」対応手段及び手順のカテゴリ適正化に伴い、大飯審査実績を踏まえ、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) i. 原子炉容器への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、 <u>原子炉容器へ注水する手段がある。</u> (新) i. 炉心注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、 <u>設計基準事故対処設備により炉心注水する手段がある。</u>	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-15	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-22	「(a) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段及び設備」対応手段及び手順のカテゴリ適正化に伴い、女川及び大飯審査実績を踏まえ、「ii. 代替炉心注水」の項目を追記した。(下線部参照) ii. 代替炉心注水 <u>炉心の著しい損傷が発生した場合において、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、代替炉心注水する手段がある。</u>	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-16	同上 上記修正に伴い、女川原子力発電所2号炉の記載を再掲した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-35	技術的能力1.7との条文間整合のため、操作手順の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイポンプの起動台数、格納容器スプレイ流量、原子炉格納容器圧力及び温度の監視により原子炉格納容器へスプレイされていることを確認し、 (新) 格納容器スプレイポンプの起動台数、格納容器スプレイ流量、原子炉格納容器圧力及び温度の低下等により原子炉格納容器へスプレイされていることを確認し、	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-28	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-38	技術的能力1.6との条文間整合のため、「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水」手順に要員名称を追記した。(下線部参照) (旧) ⑤ 運転員 (中央制御室) A, 運転員 (現場) B 及び災害対策要員は (新) ⑤ 運転員 (中央制御室) A, 運転員 (現場) B, 運転員 (現場) C 及び災害対策要員は	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-31	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-38, 39, 42, 45, 49, 52, 58	操作手順の脱字訂正 (下線部参照) (旧) 原子炉格納容器が冷却状態 (新) 原子炉格納容器内が冷却状態	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-32, 35, 39, 42, 45, 56	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	1. 8-40, 56	技術的能力1.6及び1.7との条文間整合のため、「操作の成立性」の記載を適正化した。(下線部参照) 【修正例】 (旧) 作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプの注水先を原子炉容器から原子炉格納容器へ切り替えるまで20分以内で対応可能である。 (新) 作業開始を判断してから代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水開始まで20分以内で可能である。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	1. 8-33, 53	同上	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	1. 8-44, 48, 51	技術的能力1.6との条文間整合のため、操作手順の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 現場の資機材の保管場所 (新) 現場の資機材保管場所	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	1. 8-38, 42, 45	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	1.8-55, 59~62, 81, 82, 105~108	手順のリンク先を示す記載表現を条文間で統一した。 修正例は以下のとおり。(下線部参照) 自条文の手順を詳細に呼び込んでいる手順リンク (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の手順は、 1.8.2.1(1) b. (a) <u>ii.</u> と同様。 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水については、 1.8.2.1(1) b. (a) 「 <u>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</u> 」の操作手順と同様である。 他条文の手段名を呼び込んでいる手順リンク (旧) 常設代替交流電源設備の代替電源に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1) 「代替交流電源設備による給電」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1) 「代替交流電源設備による給電」にて整備する。 同様の記載箇所について、上記修正を実施した。 また、第1.8.2表 監視計器一覧の手順のリンク先を示す記載表現についても同様に修正した。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	1.8-53, 57~60, 83, 104~106	同上 上記修正に伴い、相違理由欄についても適宜修正した。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	1.8-57	技術的能力1.6との条文間整合のため、操作手順の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ <u>(自己冷却)</u> (新) B-格納容器スプレイポンプ (旧) B-格納容器スプレイポンプ <u>(自己冷却) 冷却水</u> (新) B-格納容器スプレイポンプ自己冷却 <u>ライン</u>	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	とりまとめた資料-3 1.8-55	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	1. 8-63	「a. 炉心注水」の概要の記載箇所について、大飯実績を踏まえ、「(1) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の手順」に変更した。	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	1. 8-62	同上 上記修正に伴い、相違理由を修正した。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11. 0)	1. 8-65, 92, 109	「充てんポンプによる原子炉容器への注水」の操作手順の適正化 本手順は、技術的能力1.4で整備する「充てんポンプによる原子炉容器への注水」手順と同様であるため、玄海及び伊方審査実績を踏まえ、手順のリンク先を示す記載表現に修正した。(下線部参照) (旧) ii. 操作手順 充てんポンプによる原子炉容器への注水は、中央制御室からの遠隔操作が可能であり、通常の運転操作により対応する。概要図を第1.8.18図に示す。 (新) 充てんポンプによる原子炉容器への注水については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、 <u>1.4.2.1(1) a. (a)「充てんポンプによる原子炉容器への注水」の操作手順と同様である。</u> 本修正に伴い概要図を削除し、以降の図番を繰り上げた。 また、「第1.8.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」及び「第1.8.2表 重大事故等に係る監視計器」についても同様に修正した。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10. 0)	1. 8-64, 94, 106, 143	同上 上記修正に伴い、女川2号炉の記載を再掲し、相違理由を修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-72	「a. 代替炉心注水」の概要の記載箇所について、大飯実績を踏まえ、「(2) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の手順」に変更した。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-74	同上 上記修正に伴い、相違理由を修正した。	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-74	相違理由の適正化（下線部参照） （旧）【大飯】記載表現の相違 （新）【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-87	「b. 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時の対応手段」について、手順名称の記載を適正化した。（下線部参照） 【修正例】 （旧）ディーゼル駆動消火ポンプにより原子炉容器への注水を行う。 （新）ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水を行う。	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-89	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-88～95	記載の適正化 条文間整合のため第1.8.1表のタイトルを下記の通り修正した。（下線部参照） （旧）第1.8.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 （新）第1.8.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 また、第1.8.1表の下記サブタイトルの記載箇所を見出し位置から表の分類に追記するよう修正を行った。 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 元々記載していた「交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全」等の記載は括弧書きとした。（技能1.7の記載表現と整合）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-91～97	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-96	記載の適正化 条文間整合のため第1.8.2表 重大事故等対処に係る監視計器のタイトルに記載していた下記条文名称を削除した。(下線部参照) 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-98	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-128, 130, 132	第1.8.9, 11, 13図 タイムチャート 条文間整合による記載内容の適正化 (下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の起動 (新) 可搬型大型送水ポンプ車起動	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-125, 127, 129	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-136	第1.8.17図 タイムチャート 条文間整合による記載内容の適正化 (下線部参照) (旧) 系統構成, 高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプの起動 ^{※2} (新) 系統構成, 高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプ起動 ^{※2}	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-142	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-137～144	記載の適正化 ・重大事故等時の対応手段選択フローチャートの図番号を第1.8.19図から第1.8.18図に修正した。 ・条文間整合のため、サブタイトルの記載表現を見直した。また、誤記を訂正した。 【修正例】（下線部参照） (旧) (1) 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却 [交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全 (1/2)] (新) 1. 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却 (1) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段の選択 (1/2) (旧) (2) 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 [交流動力電源又は原子炉補機冷却機能健全 (1/2)] (新) 2. 熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止 (1) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時の対応手段の選択 (1/2)	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-144～151	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.11.0)	1.8-200	添付資料1.8.7-(4) 記載の適正化（下線部参照） (旧) 切り替え (新) 切替え	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.10.0)	1.8-214	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 11.0)	1.8-215	添付資料1.8.13 記載の適正化（下線部参照） （旧）図1 概要図（原子炉容器への注水と原子炉格納容器下部への注水を同時に行う場合） （新）図1 概要図（ <u>代替格納容器スプレイ</u> と代替炉心注水を同時に行う場合）	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10.0)	1.8-239	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 10.0)	1.8-239	相違理由の追記（下線部参照） <u>【大飯】記載表現の相違</u>	